

2025年度版 東洋財団 給付型奨学金 募集要項

(兵庫県下高等学校対象)

1 応募資格

次の要件をすべて備え、学校長が推薦する者

- (1) 日本国籍を有し、兵庫県下の高等学校最終学年に在籍し、卒業後2025年度に4年制大学、短期大学、あるいは専門学校へ進学し、正規の年限での修学が可能な者。
※なお申請者の高等学校卒業年次に於ける年齢は20歳までとする。
- (2) 保護者※が兵庫県内に住所を有する者。
※保護者とは、申請者本人が未成年者の場合は民法による親権を行う者または未成年後見人をいい、申請者本人が成年者の場合は本人の生計維持者をいい、原則として本人の父母とし、父母がいない場合にはそれ以外の者で申請者の生計を支え且つ学費を負担する者をいう。
ただし、養育費を負担する後見人が専門職の場合は居住要件を問わない。
- (3) 生活環境や経済的理由により、学資金支弁が困難で以下の世帯収入※に該当の者。
※世帯収入とは、親の収入を意味し、二人親の場合はその合計収入額。また、親がいない場合は、申請者の生計を支え且つ学費を負担する者の収入額をいう。
(給与所得者)
 - ・年収380万円未満。
 - ※市区町村発行の所得証明書(課税・非課税証明書)の「給与収入金額」欄に記載されている金額。
 - ※給与・役員報酬、失業給付金、年金・恩給、生活扶助費は給与として扱う。(個人事業主)
 - ・売上高が500万円未満、かつ所得金額180万円未満。
 - ※売上高については、確定申告時に提出する決算書を参照。
 - ※所得金額については、市区町村発行の所得証明書(課税・非課税証明書)および確定申告書(写)の「所得金額」欄に記載されている金額。(給与収入と事業所得がある場合)
 - ・合算した金額が380万円未満。
- (4) 高い志を持ち、品行が正しく、かつ健康で、卒業後4年制大学、短期大学及び専門学校への進学を希望する者。
- (5) 他の奨学金との併用は可とする。

2 募集人数

県下、指定の各高等学校から1名。

3 奨学金の概要

- (1) 給付金額：年間 60 万円
- (2) 給付期間：4 年制学部は 4 年間、医学部・薬学部等 6 年制学部は 6 年間給付。
短期大学、専門学校は各課程(コース)正規修学期間までの給付。
- (3) 給付方法：大学等入学後、毎年半期毎(前期 4 月/後期 10 月)に在学を確認^註して、
本人名義のゆうちょ銀行口座に振込む。
【注】奨学金給付月(4 月/10 月)に在学証明書の提出が必要。
- (4) 返 還：原則として不要

4 応募方法

次の(1)～(6)の書類を学校を通じて提出すること。

- (1) 申請書(様式1号)
- (2) 学校長の推薦書(様式2号)
- (3) 自己推薦書(様式3号)
- (4) 同一生計となる家族全員の住民票の写し(本籍、続柄記載のもの)
- (5) 令和5年1月1日～12月31日分の所得証明書[※](課税・非課税証明書)
及び源泉徴収書(写)
※乳幼児、就学者を除く同一生計となる家族全員分を提出すること。
- (6) 世帯が給与所得者以外(個人事業主)の場合は、世帯の直近2期分の確定申告書(写)
および決算書(写)
※所得審査の結果、不可となる場合がある。
- (7) その他、当財団が必要に応じ求める書類。

5 応募締切期日

※提出書類の返却はしない。

6 結果通知

- (1) 各学校から推薦された者について書類審査を行い、不備がなければ奨学金給付対象者として内定し、学校長宛てに「審査結果報告書(内定通知書)」を送付する。
また内定者について、財団との相互理解を図るため、別途に個別面談を実施する。
- (2) 内定者は進学する大学等に入学後、必要書類を提出することにより、財団奨学生として正式採用となる。

7 奨学金の終了

受給者が、次のいずれかに該当して応募資格を満たさなくなった場合は、奨学金の給付を終了する。

- (1) 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。
- (2) 奨学金が必要でなくなった旨の申し出があった場合。
- (3) 給付開始2年経過後に世帯収入確認(所得証明書等の提出)を行い、資格要件額の超過が認められる場合。
- (4) 退学、死亡等により在籍大学等の学籍を失った場合。
- (5) 学業不振による留年の場合。
※但し、然るべく理由のある場合は審査を行なう。
- (6) 申し出なく長期にわたって休学した場合。
※但し、申し出による休学の場合、休学期間中の給付を中断し、復学後に再開する。なお、再開する場合は、給付に相応しいか再審査を行う。
- (7) 半期毎の受給手続きに必要な書類の提出期間内に、連続2回の在学証明書等必要書類の未提出があった場合。
- (8) 素行が不良となった場合。
- (9) その他、当財団が奨学金の給付を不相当と認めた場合。

8 特例措置

在学中に留学する場合は財団に申し出、所定の手続きを行う。

留学中、奨学金は継続して給付するが、給付開始年からの正規修学期間で終了する。

※個人情報の取扱いについて

提供された個人情報は適切に管理し、当財団の奨学金給付目的のためだけに利用し、第三者への提供は行わない。

一般財団法人 東洋財団

東洋財団 給付型奨学金受給申請書

一般財団法人 東洋財団理事長 様

私は、一般財団法人東洋財団(以下「財団」という。)の奨学金の給付を受けるにあたり、財団の規約に同意の上、本申請書を提出します。

申込年月日		西暦	年	月	日	正面脱帽の写真貼付			
申請者	カナ名	姓	名						
	漢字名							性別	男
	生年月日	西暦	年	月	日				
	e-mailアドレス (PC/携帯電話)								
	現住所	〒							
		兵庫県							
電話番号		自宅		携帯					
住民票に記載の住所 (現住所と同じ場合は省略可)	〒								
		兵庫県							
保護者	カナ名	姓	名	性別	男	女	申請者との関係		
	漢字名			生年月日	西暦	年	月	日	
	住所 (申請者と同じ場合は省略可)	〒							
		兵庫県							
申請者が在籍中の 高等学校名	電話番号								
	名称								
第一希望の 進学志望校名	フリガナ								
	名称								
志望校の学部学科 (専攻等)名	名称								
進学の目的									

〈以下は財団で記入〉

受付年月日	年	月	日
分類			
特記事項			

自己推薦書(東洋財団 給付型奨学金申請用)

すべての欄にもれなく記入して下さい。
署名欄には必ず自筆で署名して下さい。

記入年月日	西暦	年	月	日
フリガナ				フリガナ
申請者名				在籍高等学校名

- 1 自分の長所、特技、資格、これまでの学生生活上の経験や実績
(例：ボランティア活動、部活動等)について記述して下さい。

--

- 2 大学等に進学のための目的、在学中の目標等について記述して下さい。

--

- 3 卒業後に目指したいことについて記述して下さい。

--

直筆署名	
------	--

奨学金に関するQ&A

Q 1 東洋財団の給付型奨学金は、誰でも申請できますか。

A 1 兵庫県下に居住して、県下の高等学校（定時制を含む）の現役最終年次に在籍(※)し、生活環境や経済的理由により大学進学 of 学資金支弁が困難な学生で、学校長の推薦が必要です。※但し児童養護施設に入所の生徒は県外の高校在籍も可とします。

Q 2 本人と両親ともに兵庫県内に居住していなければなりませんか。

A 2 本人は県内居住が必要ですが、父母についてはいずれか片親が県内に居住していれば構いません。

Q 3 収入要件にある収入額について、保護者が専門職後見人の場合、その後見人の収入は関係しますか。

A 3 専門職後見人が保護者の場合、その収入は勘案しません。

Q 4 児童養護施設から通学している学生で、その学生の保護者は施設長で、本人には児童福祉法に基づく特別育成費が措置されている場合、この学生には応募資格がありますか。

A 4 事情により保護者が施設職員であっても差し支えなく、また特別育成費の受給は所得に含めません。

Q 5 大学に不合格で浪人した場合は、内定は翌年へ保留されますか、あるいは取り消しとなりますか。

A 5 大学不合格で浪人した場合は内定取り消しとなります。また応募資格は現役 of 高校最終年次の在学学生としていますので、卒業後1年の保留および猶予扱いはありません。

Q 6 応募資格に日本国籍とありますが、永住権を取得している外国籍の学生は応募できますか。

A 6 永住権はあっても日本国籍がないのであれば応募資格はありません。

Q 7 募集要項に「同一生計となる家族全員の住民票と所得証明書(課税・非課税証明書)」とありますが、住民票に祖父母が入っている場合で、生計は別々にしている場合、祖父母の住民票および課税証明書の提出は必要ですか。

A 7 当財団における世帯収入とは、親(両親)もしくは親権者の収入を意味し、申請資格については、その学生の親又は親権者の所得額が、給与所得の場



合は380万円未満であることが条件となります。なお、同一住所でも祖父母が世帯分離されている場合、「申請者である学生と世帯を共にしている家族」の続柄が記載された住民票のみが必要で、分離されている世帯については必要ありません。また所得証明書についても同様で、学生が属する世帯の所得証明書が必要です。

Q 8 募集要項4 応募方法に「その他当財団が必要とする書類(その他必要に応じ財団が求める書類)」とありますが、こういった書類ですか。

A 8 申請書類提出時は、募集要項4に記載の書類が揃っていることが条件ですが、財団における審査段階で、追加提出を求める書類があります。例)国籍の確認が必要な場合の戸籍抄本、親が個人事業主の場合の追加資料等。

Q 9 募集要項に世帯年収が給与の場合は年収380万円未満とありますが、両親の収入 だけなら380万円未満ですが、同居する兄の収入を合算すると制限額を超えます。世帯収入ということであれば、兄の収入も合算されるのでしょうか。

A 9 当財団における世帯収入とは、親もしくは親権者の収入を意味し、両親共働きの 場合の収入は合算しますが、同居する兄弟等他の収入は合算しません。

Q 10 世帯収入は、給与所得と公的年金を合算しても380万円未満ですが、ほかに「確定拠出型企業年金」は世帯収入に含まれますか。

A 10 企業年金は給与として扱いますので、世帯収入に含まれます。

Q 11 日本学生支援機構の「給付奨学金」との併用は可能ですか。

A 11 当財団の給付型奨学金は、他の給付型、支給型の奨学金との併願、併用は特に制限しておりません。

Q 12 世帯が個人事業主の場合は、直近2期分の確定申告書(写)の提出のみで、課税証明書の提出は不要でしょうか。また課税証明書+確定申告書の提出が必要でしょうか。

A 12 世帯が個人事業主であっても、事業所得の他に給与収入のある場合があるので、直近2期分の確定申告書(写)及び決算書、前年度の課税・非課税証明書が必要です。

Q 13 留学した場合でも、奨学金は継続して支給してもらえるのですか。

A 13 留学期間中も継続して支給しますが、給付開始年に設定の最短修学年限で終了します。

また留学に際しては在籍大学の留学申請/許可に関する書類(写)、および留学先大学の受入許可に関する書類(写)の提出が必要です。なお留学中、給付月に掛かる場合は都度、留学先大学の在学証明の提出が必要です。



当財団の給付型奨学金

【奨学金給付実績表】

(高等学校卒業後の進学支援奨学金) 2023年6月30日現在

事業年度		学生数(人)	給付金総額(円) (※2023年6月までの累積)
第一期	2018年度	(奨学金事業準備期)	
第二期	2019年度	42	96,175,440
第三期	2020年度	50	96,450,000
第四期	2021年度	45	61,200,000
第五期	2022年度	69	49,650,000
第六期	2023年度	82	23,700,000
第七期	2024年度	111	2024.4月から給付予定
計		399	303,475,440

給付奨学生の応募対象は、**兵庫県下に居住**して県内の高校に在学(※1)し、卒業後に4年制もしくは6年制大学をはじめ短大、専門学校へ進学を希望する日本国籍の現役高校3年次生で、「**学校推薦を得て高校を通じての応募申請**」が必要です。また生活環境や経済的理由により学資金の支弁が困難であることが要件で、給付の決定および給付の開始は、高校を卒業し進学する学校への入学(在籍)確認後となります。

(※1)但し、児童養護施設に入所の生徒(高校3年次生)は県外の高校に在学も可
制度や手続きの詳細については「**募集要項**」をご覧ください。